



宮 崎 県 公 報

令和3年9月6日(月曜日) 第 235 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境管理課) 1

頁

○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
○土砂災害警戒区域の指定(5件)……………(砂防課) 1
○土砂災害特別警戒区域の指定(5件)……………(“) 7
教育委員会告示
○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………12

告 示

宮崎県告示第 669号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域
別図のとおり(延岡市中川原町五丁目5600番の一部)
(「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項及び第2項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

宮崎県告示第 670号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大平字聖谷19
25-37、1925-44、1948から1950まで、1960、1961、1982-1、
1982-2、1985、1996-14、1996-17、1996-23、字柿ノ木谷20
02-10、2009-2、2009-3、2009-3・2017・2023-2合併、
2009-5、2011-イ、2011-ロ、2012、2012-1、2012-2、20
12-4、2012-5、2013、2014、2018、2019、2021、字間坪谷21
16、字上大平2233-13、2233-17、2233-18、2233-21、2233-
22、2233-24から2233-27まで、2233-29から2233-32まで、22
33-52、2233-54、2233-55、2233-62、2247から2249まで、22
51
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 671号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	白石沢川	10- 203- 2 - 081	土 石 流
	白石町(1)	10- 203- 2 - 082	土 石 流
	白石町(2)	10- 203- 2 - 083	土 石 流
	追内谷沢	10- 203- 2 - 084	土 石 流
	茶の追谷川	10- 203- 2 - 085	土 石 流
	追内町(1)	10- 203- 3 - 034	土 石 流
	白石谷川1	10- 203- 1 - 149	土 石 流
	白石谷川2	10- 203- 1 - 150	土 石 流
	追内町(4)	10- 203- 3 - 037	土 石 流

白石町(4)	10-203-2-088	土 石 流	白石第 8	Ⅱ-1-7392	急傾斜地の崩壊
水尻町(1)	10-203-2-089	土 石 流	白石第 9	Ⅱ-1-7393	急傾斜地の崩壊
水尻町(2)	10-203-2-090	土 石 流	白石第 10	Ⅱ-1-7394	急傾斜地の崩壊
水尻町(3)	10-203-3-038	土 石 流	白石第 11	Ⅱ-1-7395	急傾斜地の崩壊
水尻谷川	10-203-1-151	土 石 流	追内-3	Ⅱ-1-7398	急傾斜地の崩壊
水尻町(4)	10-203-3-039	土 石 流	水尻第 7	Ⅱ-1-7414	急傾斜地の崩壊
水尻町(5)	10-203-1-152	土 石 流	白石第 12	Ⅱ-1-7597	急傾斜地の崩壊
奥の谷川	10-203-1-153	土 石 流	追内町-1	Ⅲ-1-9608	急傾斜地の崩壊
東海谷川	10-203-1-154	土 石 流	追内町-2	Ⅲ-1-9609	急傾斜地の崩壊
観音谷川-新①	10-203-1-155-新①	土 石 流	追内町-2-新①	Ⅲ-1-9609-新①	急傾斜地の崩壊
観音谷川	10-203-1-155	土 石 流	追内町-2-新②	Ⅲ-1-9609-新②	急傾斜地の崩壊
権現谷川	10-203-1-156	土 石 流	白石第 1	I-1-1592	急傾斜地の崩壊
千葉滝谷川	10-203-1-157	土 石 流	白石第 3	I-1-3551	急傾斜地の崩壊
滝谷西川	10-203-1-158	土 石 流	水尻第 6	Ⅱ-1-7397	急傾斜地の崩壊
滝谷東川	10-203-1-159	土 石 流	水尻第 5	Ⅱ-1-7396	急傾斜地の崩壊
東大谷谷川	10-203-1-160	土 石 流	水尻第 4	Ⅱ-1-1594	急傾斜地の崩壊
大谷谷川	10-203-1-161	土 石 流	東 海	Ⅱ-1-7413	急傾斜地の崩壊
大谷上の沢	10-203-1-162	土 石 流	水尻第 2	I-1-1597	急傾斜地の崩壊
大谷下の沢	10-203-1-163	土 石 流	奥東海第 2	I-1-1598	急傾斜地の崩壊
追内之沢	10-203-2-086	土 石 流	奥東海第 3	I-1-1599	急傾斜地の崩壊
ビジリケ内谷川	10-203-2-087	土 石 流	奥東海第 4	I-1-1600	急傾斜地の崩壊
追内町(2)	10-203-3-035	土 石 流	奥東海第 1	I-1-1601	急傾斜地の崩壊
追 内	I-1-1581	急傾斜地の崩壊	中 東 海	I-1-1602	急傾斜地の崩壊
水尻第 3	I-1-1595	急傾斜地の崩壊	川口第 1	I-1-1603	急傾斜地の崩壊
白石第 5	Ⅱ-1-7389	急傾斜地の崩壊	川口第 2	I-1-1604	急傾斜地の崩壊
白石第 7	Ⅱ-1-7391	急傾斜地の崩壊	川口第 3	I-1-1605	急傾斜地の崩壊

追内 - 1	I - 1 - 3661	急傾斜地の崩壊
追内 - 2	I - 1 - 3662	急傾斜地の崩壊
追内 - 4	II - 1 - 7399	急傾斜地の崩壊
追内 - 5	II - 1 - 7400	急傾斜地の崩壊
追内 - 6	II - 1 - 7401	急傾斜地の崩壊
追内 - 7	II - 1 - 7402	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 672号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	行藤町(1)- 新①	10- 203- 1 - 071 -新①	土 石 流
	行藤町(2)	10- 203- 1 - 072	土 石 流
	命ヶ谷川	10- 203- 2 - 039	土 石 流
	命ヶ谷川- 新①	10- 203- 2 - 039 -新①	土 石 流
	行藤町(4)	10- 203- 2 - 041	土 石 流
	行藤町(5)	10- 203- 2 - 042	土 石 流
	行藤町(6)	10- 203- 2 - 043	土 石 流
	本谷川	10- 203- 2 - 044	土 石 流
	舞野第4- 新①	I - 1 - 3597-新①	急傾斜地の崩壊
	行藤 - 1	II - 1 - 7415	急傾斜地の崩壊
行藤 - 2	II - 1 - 7416	急傾斜地の崩壊	
行藤-2- 新①	II - 1 - 7416-新①	急傾斜地の崩壊	

行藤 - 3 - 新①	II - 1 - 7417-新①	急傾斜地の崩壊
行藤 - 3 - 新②	II - 1 - 7417-新②	急傾斜地の崩壊
行藤 - 3 - 新③	II - 1 - 7417-新③	急傾斜地の崩壊
行藤 - 5	II - 1 - 7589	急傾斜地の崩壊
行藤 - 5 - 新①	II - 1 - 7589-新①	急傾斜地の崩壊
行藤 - 6	II - 1 - 7590	急傾斜地の崩壊
行藤 - 6 - 新①	II - 1 - 7590-新①	急傾斜地の崩壊
行藤 - 6 - 新②	II - 1 - 7590-新②	急傾斜地の崩壊
行藤 - 7	II - 1 - 7591	急傾斜地の崩壊
行藤 - 7 - 新①	II - 1 - 7591-新①	急傾斜地の崩壊
行藤 - 7 - 新②	II - 1 - 7591-新②	急傾斜地の崩壊
行藤 - 7 - 新③	II - 1 - 7591-新③	急傾斜地の崩壊
行藤 - 8	II - 1 - 7592	急傾斜地の崩壊
行藤 - 9 - 新①	II - 1 - 7593-新①	急傾斜地の崩壊
行藤 - 9 - 新②	II - 1 - 7593-新②	急傾斜地の崩壊
行藤 - 9 - 新③	II - 1 - 7593-新③	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 673号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	安井谷之沢	10-203-1-164	土石流
	安井東谷川	10-203-1-165	土石流
	神戸之沢	10-203-2-091	土石流
	ホウバン谷川	10-203-2-092	土石流
	観音滝谷川	10-203-2-093	土石流
	東谷川	10-203-2-094	土石流
	神戸谷川	10-203-2-095	土石流
	北神戸谷沢	10-203-2-096	土石流
	南神戸谷沢	10-203-2-097	土石流
	安井谷川	10-203-2-098	土石流
	安井町(1)	10-203-2-099	土石流
	安井町(2)	10-203-2-100	土石流
	安井第1	I-1-1577	急傾斜地の崩壊
	神戸第1	I-1-1579	急傾斜地の崩壊
	安井第3	I-1-3635	急傾斜地の崩壊
	安井第4	I-1-3654	急傾斜地の崩壊
	安井第5-新①	I-1-3655-新①	急傾斜地の崩壊
	神戸第2	I-1-3656	急傾斜地の崩壊
	神戸第3	I-2-0247	急傾斜地の崩壊
	安井第2	II-1-1578	急傾斜地の崩壊
神戸第10	II-1-1580	急傾斜地の崩壊	
神戸第4	II-1-7367	急傾斜地の崩壊	
神戸第4-新①	II-1-7367-新①	急傾斜地の崩壊	

神戸第4-新②	II-1-7367-新②	急傾斜地の崩壊
安井第7	II-1-7577	急傾斜地の崩壊
神戸第5	II-1-7578	急傾斜地の崩壊
神戸第6	II-1-7579	急傾斜地の崩壊
神戸第8	II-1-7581	急傾斜地の崩壊
神戸第9	II-2-0413	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第674号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	谷口谷川-新①	10-203-1-084-新①	土石流
	南富美山沢-新①	10-203-1-086-新①	土石流
	横手谷川	10-203-1-167	土石流
	鞍の迫谷川1	10-203-1-168	土石流
	鞍の迫谷川2	10-203-1-169	土石流
	下鞍の迫川	10-203-1-170	土石流
	下の迫川	10-203-1-171	土石流
	須美江(5)	10-203-1-172	土石流
	須美江谷川	10-203-2-113	土石流
	奥方(1)	10-203-2-114	土石流
	須美江(4)	10-203-2-115	土石流

岡本之沢	10-203-1-069	土石流	須美江第7-新③	II-1-7611-新③	急傾斜地の崩壊
細見町(1)	10-203-2-034	土石流	岡元第1	I-1-1537	急傾斜地の崩壊
富美山第10-新①	I-1-1499-新①	急傾斜地の崩壊	岡元第1-新①	I-1-1537-新①	急傾斜地の崩壊
富美山第10-新②	I-1-1499-新②	急傾斜地の崩壊	岡元第1-新②	I-1-1537-新②	急傾斜地の崩壊
岡富第4	I-1-3591	急傾斜地の崩壊	岡元第1-新③	I-1-1537-新③	急傾斜地の崩壊
岡富第5	I-1-3592	急傾斜地の崩壊	岡元第2	I-1-1538	急傾斜地の崩壊
熊野江第1	I-1-1565	急傾斜地の崩壊	岡元第4	II-1-7440	急傾斜地の崩壊
熊野江第2	I-1-1566	急傾斜地の崩壊			
須美江第1	I-1-1568	急傾斜地の崩壊			
須美江第2	I-1-1569	急傾斜地の崩壊			
須美江第3	I-1-1570	急傾斜地の崩壊			
須美江第4	I-1-1571	急傾斜地の崩壊			
須美江第5	I-1-1572	急傾斜地の崩壊			
須美江第5-新①	I-1-1572-新①	急傾斜地の崩壊			
熊野江第4	I-1-3636	急傾斜地の崩壊			
熊野江第5	I-1-3657	急傾斜地の崩壊			
熊野江第6	I-2-0246	急傾斜地の崩壊			
熊野江第6-新①	I-2-0246-新①	急傾斜地の崩壊			
熊野江第3	II-1-1567	急傾斜地の崩壊			
須美江第6	II-1-7551	急傾斜地の崩壊			
須美江第7	II-1-7611	急傾斜地の崩壊			
須美江第7-新①	II-1-7611-新①	急傾斜地の崩壊			
須美江第7-新②	II-1-7611-新②	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 675号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	ムカバキ越谷川	10-203-1-067	土石流
	檜谷之沢	10-203-1-068	土石流
	檜谷之沢-新①	10-203-1-068-新①	土石流
	中三輪町(1)	10-203-2-031	土石流
	黒仁田谷川	10-203-2-032	土石流
	下三輪谷川	10-203-1-065	土石流
	中三輪谷川	10-203-1-066	土石流
	時広沢川	10-203-2-027	土石流
	ムカバキ川	10-203-2-028	土石流
	下三輪谷沢	10-203-2-029	土石流

トイシケ谷川	10-203-2-030	土 石 流	中三輪-1	II-1-7362	急傾斜地の崩壊
伊山谷川	10-203-1-062	土 石 流	中三輪-1-新①	II-1-7362-新①	急傾斜地の崩壊
伊山谷川-新①	10-203-1-062-新①	土 石 流	中三輪-2	II-1-7467	急傾斜地の崩壊
松本谷川	10-203-2-023	土 石 流	中三輪-3	II-1-7468	急傾斜地の崩壊
松本谷川-新①	10-203-2-023-新①	土 石 流	中三輪-4	II-1-7469	急傾斜地の崩壊
下三輪町(4)	10-203-1-063	土 石 流	中三輪-5	II-1-7470	急傾斜地の崩壊
前平谷川2	10-203-1-064	土 石 流	中三輪-5-新①	II-1-7470-新①	急傾斜地の崩壊
前平谷川1	10-203-2-024	土 石 流	中三輪-5-新②	II-1-7470-新②	急傾斜地の崩壊
惣ヶ内の東谷川	10-203-2-025	土 石 流	中三輪-5-新③	II-1-7470-新③	急傾斜地の崩壊
古野沢川	10-203-2-026	土 石 流	中三輪-5-新④	II-1-7470-新④	急傾斜地の崩壊
上三輪第2	II-1-2179	急傾斜地の崩壊	中三輪-6	II-1-7471	急傾斜地の崩壊
上三輪第5	II-1-7460	急傾斜地の崩壊	下三輪第4	I-1-2175	急傾斜地の崩壊
上三輪第5-新①	II-1-7460-新①	急傾斜地の崩壊	下三輪第8	II-1-7477	急傾斜地の崩壊
上三輪第5-新②	II-1-7460-新②	急傾斜地の崩壊	下三輪第9	II-1-7636	急傾斜地の崩壊
上三輪第6	II-1-7461	急傾斜地の崩壊	下三輪第10	II-1-7637	急傾斜地の崩壊
上三輪第7	II-1-7463	急傾斜地の崩壊	下三輪第1	I-1-1422	急傾斜地の崩壊
上三輪第8	II-1-7464	急傾斜地の崩壊	下三輪第2	I-1-1423	急傾斜地の崩壊
上三輪第9	II-1-7465	急傾斜地の崩壊	下三輪第2-新①	I-1-1423-新①	急傾斜地の崩壊
上三輪第10	II-1-7466	急傾斜地の崩壊	下三輪第5	I-1-2176	急傾斜地の崩壊
上三輪第12-新①	II-1-7587-新①	急傾斜地の崩壊	下三輪第6	II-1-7475	急傾斜地の崩壊
上三輪第12-新②	II-1-7587-新②	急傾斜地の崩壊	下三輪第6-新①	II-1-7475-新①	急傾斜地の崩壊
上三輪第13	II-1-7621	急傾斜地の崩壊	下三輪第7	II-1-7476	急傾斜地の崩壊
中三輪1	I-1-1421	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 676号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	白石沢川	10-203-2-081	土 石 流
	白石町(1)	10-203-2-082	土 石 流
	白石町(2)	10-203-2-083	土 石 流
	追内谷沢	10-203-2-084	土 石 流
	茶の迫谷川	10-203-2-085	土 石 流
	追内町(1)	10-203-3-034	土 石 流
	白石谷川1	10-203-1-149	土 石 流
	白石谷川2	10-203-1-150	土 石 流
	白石町(4)	10-203-2-088	土 石 流
	水尻町(1)	10-203-2-089	土 石 流
	水尻町(2)	10-203-2-090	土 石 流
	水尻谷川	10-203-1-151	土 石 流
	水尻町(4)	10-203-3-039	土 石 流
	水尻町(5)	10-203-1-152	土 石 流
	観音谷川-新①	10-203-1-155-新①	土 石 流
	観音谷川	10-203-1-155	土 石 流
	権現谷川	10-203-1-156	土 石 流
	滝谷東川	10-203-1-159	土 石 流
	東大谷谷川	10-203-1-160	土 石 流
	大谷谷川	10-203-1-161	土 石 流

大谷上の沢	10-203-1-162	土 石 流
大谷下の沢	10-203-1-163	土 石 流
追内之沢	10-203-2-086	土 石 流
ビジリケ内谷川	10-203-2-087	土 石 流
追内町(2)	10-203-3-035	土 石 流
追 内	I-1-1581	急傾斜地の崩壊
水尻第3	I-1-1595	急傾斜地の崩壊
白石第5	II-1-7389	急傾斜地の崩壊
白石第7	II-1-7391	急傾斜地の崩壊
白石第8	II-1-7392	急傾斜地の崩壊
白石第9	II-1-7393	急傾斜地の崩壊
白石第10	II-1-7394	急傾斜地の崩壊
白石第11	II-1-7395	急傾斜地の崩壊
追内-3	II-1-7398	急傾斜地の崩壊
水尻第7	II-1-7414	急傾斜地の崩壊
白石第12	II-1-7597	急傾斜地の崩壊
追内町-1	III-1-9608	急傾斜地の崩壊
追内町-2	III-1-9609	急傾斜地の崩壊
追内町-2-新①	III-1-9609-新①	急傾斜地の崩壊
追内町-2-新②	III-1-9609-新②	急傾斜地の崩壊
白石第1	I-1-1592	急傾斜地の崩壊
白石第3	I-1-3551	急傾斜地の崩壊
水尻第6	II-1-7397	急傾斜地の崩壊
水尻第5	II-1-7396	急傾斜地の崩壊
水尻第4	II-1-1594	急傾斜地の崩壊
東 海	II-1-7413	急傾斜地の崩壊

	水尻第2	I-1-1597	急傾斜地の崩壊		命ヶ谷川-新①	10-203-2-039-新①	土石流
	奥東海第2	I-1-1598	急傾斜地の崩壊		行藤町(4)	10-203-2-041	土石流
	奥東海第3	I-1-1599	急傾斜地の崩壊		行藤町(6)	10-203-2-043	土石流
	奥東海第4	I-1-1600	急傾斜地の崩壊		本谷川	10-203-2-044	土石流
	奥東海第1	I-1-1601	急傾斜地の崩壊		舞野第4-新①	I-1-3597-新①	急傾斜地の崩壊
	中東海	I-1-1602	急傾斜地の崩壊		行藤-1	II-1-7415	急傾斜地の崩壊
	川口第1	I-1-1603	急傾斜地の崩壊		行藤-2	II-1-7416	急傾斜地の崩壊
	川口第2	I-1-1604	急傾斜地の崩壊		行藤-2-新①	II-1-7416-新①	急傾斜地の崩壊
	川口第3	I-1-1605	急傾斜地の崩壊		行藤-3-新①	II-1-7417-新①	急傾斜地の崩壊
	追内-1	I-1-3661	急傾斜地の崩壊		行藤-3-新②	II-1-7417-新②	急傾斜地の崩壊
	追内-2	I-1-3662	急傾斜地の崩壊		行藤-3-新③	II-1-7417-新③	急傾斜地の崩壊
	追内-4	II-1-7399	急傾斜地の崩壊		行藤-5	II-1-7589	急傾斜地の崩壊
	追内-5	II-1-7400	急傾斜地の崩壊		行藤-5-新①	II-1-7589-新①	急傾斜地の崩壊
	追内-6	II-1-7401	急傾斜地の崩壊		行藤-6	II-1-7590	急傾斜地の崩壊
	追内-7	II-1-7402	急傾斜地の崩壊		行藤-6-新①	II-1-7590-新①	急傾斜地の崩壊
					行藤-6-新②	II-1-7590-新②	急傾斜地の崩壊
					行藤-7	II-1-7591	急傾斜地の崩壊
					行藤-7-新①	II-1-7591-新①	急傾斜地の崩壊
					行藤-7-新②	II-1-7591-新②	急傾斜地の崩壊
					行藤-7-新③	II-1-7591-新③	急傾斜地の崩壊
					行藤-8	II-1-7592	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	行藤町(1)-新①	10-203-1-071-新①	土石流
	行藤町(2)	10-203-1-072	土石流
	命ヶ谷川	10-203-2-039	土石流

行藤-9-新①	II-1-7593-新①	急傾斜地の崩壊
行藤-9-新②	II-1-7593-新②	急傾斜地の崩壊
行藤-9-新③	II-1-7593-新③	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 678号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	神戸之沢	10-203-2-091	土石流
	ホウバシ谷川	10-203-2-092	土石流
	東谷川	10-203-2-094	土石流
	神戸谷川	10-203-2-095	土石流
	南神戸谷沢	10-203-2-097	土石流
	安井谷川	10-203-2-098	土石流
	安井町(1)	10-203-2-099	土石流
	安井町(2)	10-203-2-100	土石流
	安井第1	I-1-1577	急傾斜地の崩壊
	神戸第1	I-1-1579	急傾斜地の崩壊
	安井第3	I-1-3635	急傾斜地の崩壊
	安井第4	I-1-3654	急傾斜地の崩壊
	安井第5-新①	I-1-3655-新①	急傾斜地の崩壊
	神戸第2	I-1-3656	急傾斜地の崩壊

神戸第3	I-2-0247	急傾斜地の崩壊
安井第2	II-1-1578	急傾斜地の崩壊
神戸第10	II-1-1580	急傾斜地の崩壊
神戸第4	II-1-7367	急傾斜地の崩壊
神戸第4-新①	II-1-7367-新①	急傾斜地の崩壊
神戸第4-新②	II-1-7367-新②	急傾斜地の崩壊
安井第7	II-1-7577	急傾斜地の崩壊
神戸第5	II-1-7578	急傾斜地の崩壊
神戸第6	II-1-7579	急傾斜地の崩壊
神戸第8	II-1-7581	急傾斜地の崩壊
神戸第9	II-2-0413	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 679号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	谷口谷川-新①	10-203-1-084-新①	土石流
	南富美山沢-新①	10-203-1-086-新①	土石流
	横手谷川	10-203-1-167	土石流
	鞍の迫谷川1	10-203-1-168	土石流
	下鞍の迫川	10-203-1-170	土石流
	岡本之沢	10-203-1-069	土石流

細見町(1)	10-203-2-034	土石流
富美山第10-新①	I-1-1499-新①	急傾斜地の崩壊
富美山第10-新②	I-1-1499-新②	急傾斜地の崩壊
岡富第4	I-1-3591	急傾斜地の崩壊
岡富第5	I-1-3592	急傾斜地の崩壊
熊野江第1	I-1-1565	急傾斜地の崩壊
熊野江第2	I-1-1566	急傾斜地の崩壊
須美江第1	I-1-1568	急傾斜地の崩壊
須美江第2	I-1-1569	急傾斜地の崩壊
須美江第3	I-1-1570	急傾斜地の崩壊
須美江第4	I-1-1571	急傾斜地の崩壊
須美江第5	I-1-1572	急傾斜地の崩壊
須美江第5-新①	I-1-1572-新①	急傾斜地の崩壊
熊野江第4	I-1-3636	急傾斜地の崩壊
熊野江第5	I-1-3657	急傾斜地の崩壊
熊野江第6	I-2-0246	急傾斜地の崩壊
熊野江第6-新①	I-2-0246-新①	急傾斜地の崩壊
熊野江第3	II-1-1567	急傾斜地の崩壊
須美江第6	II-1-7551	急傾斜地の崩壊
須美江第7	II-1-7611	急傾斜地の崩壊
須美江第7-新①	II-1-7611-新①	急傾斜地の崩壊
須美江第7-新②	II-1-7611-新②	急傾斜地の崩壊
須美江第7-新③	II-1-7611-新③	急傾斜地の崩壊
岡元第1	I-1-1537	急傾斜地の崩壊

岡元第1-新①	I-1-1537-新①	急傾斜地の崩壊
岡元第1-新②	I-1-1537-新②	急傾斜地の崩壊
岡元第1-新③	I-1-1537-新③	急傾斜地の崩壊
岡元第2	I-1-1538	急傾斜地の崩壊
岡元第4	II-1-7440	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 680号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年9月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	ムカバキ越谷川	10-203-1-067	土石流
	樫谷之沢	10-203-1-068	土石流
	樫谷之沢-新①	10-203-1-068-新①	土石流
	中三輪町(1)	10-203-2-031	土石流
	黒仁田谷川	10-203-2-032	土石流
	下三輪谷川	10-203-1-065	土石流
	中三輪谷川	10-203-1-066	土石流
	時広沢川	10-203-2-027	土石流
	ムカバキ川	10-203-2-028	土石流
	下三輪谷沢	10-203-2-029	土石流
	トイシケ谷川	10-203-2-030	土石流

伊山谷川	10- 203- 1 - 062	土 石 流	中三輪- 1 -新①	II - 1 -7362-新①	急傾斜地の崩壊
伊山谷川- 新①	10- 203- 1 - 062 -新①	土 石 流	中三輪- 2	II - 1 -7467	急傾斜地の崩壊
松本谷川	10- 203- 2 - 023	土 石 流	中三輪- 3	II - 1 -7468	急傾斜地の崩壊
松本谷川- 新①	10- 203- 2 - 023 -新①	土 石 流	中三輪- 4	II - 1 -7469	急傾斜地の崩壊
下三輪町(4)	10- 203- 1 - 063	土 石 流	中三輪- 5	II - 1 -7470	急傾斜地の崩壊
前平谷川2	10- 203- 1 - 064	土 石 流	中三輪- 5 -新①	II - 1 -7470-新①	急傾斜地の崩壊
前平谷川1	10- 203- 2 - 024	土 石 流	中三輪- 5 -新②	II - 1 -7470-新②	急傾斜地の崩壊
惣ヶ内の東 谷川	10- 203- 2 - 025	土 石 流	中三輪- 5 -新③	II - 1 -7470-新③	急傾斜地の崩壊
古野沢川	10- 203- 2 - 026	土 石 流	中三輪- 5 -新④	II - 1 -7470-新④	急傾斜地の崩壊
上三輪第2	II - 1 -2179	急傾斜地の崩壊	中三輪- 6	II - 1 -7471	急傾斜地の崩壊
上三輪第5	II - 1 -7460	急傾斜地の崩壊	下三輪第4	I - 1 -2175	急傾斜地の崩壊
上三輪第5 -新①	II - 1 -7460-新①	急傾斜地の崩壊	下三輪第8	II - 1 -7477	急傾斜地の崩壊
上三輪第5 -新②	II - 1 -7460-新②	急傾斜地の崩壊	下三輪第9	II - 1 -7636	急傾斜地の崩壊
上三輪第6	II - 1 -7461	急傾斜地の崩壊	下三輪第10	II - 1 -7637	急傾斜地の崩壊
上三輪第7	II - 1 -7463	急傾斜地の崩壊	下三輪第1	I - 1 -1422	急傾斜地の崩壊
上三輪第8	II - 1 -7464	急傾斜地の崩壊	下三輪第2	I - 1 -1423	急傾斜地の崩壊
上三輪第9	II - 1 -7465	急傾斜地の崩壊	下三輪第2 -新①	I - 1 -1423-新①	急傾斜地の崩壊
上三輪第10	II - 1 -7466	急傾斜地の崩壊	下三輪第5	I - 1 -2176	急傾斜地の崩壊
上三輪第12 -新①	II - 1 -7587-新①	急傾斜地の崩壊	下三輪第6	II - 1 -7475	急傾斜地の崩壊
上三輪第12 -新②	II - 1 -7587-新②	急傾斜地の崩壊	下三輪第6 -新①	II - 1 -7475-新①	急傾斜地の崩壊
上三輪第13	II - 1 -7621	急傾斜地の崩壊	下三輪第7	II - 1 -7476	急傾斜地の崩壊
中三輪 1	I - 1 -1421	急傾斜地の崩壊			
中三輪- 1	II - 1 -7362	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和2年宮崎県教育委員会告示第1号）は廃止する。

令和3年9月6日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求を することができる期間	口頭により開示請求を することができる場所
試験の名称	開示する内容		
宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験	総合順位（第1次試験の結果については不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して1週間	宮崎県教育庁教育政策課
宮崎県教育委員会学芸員採用選考試験	同 上	同 上	同 上
宮崎県立高等学校入学者選抜	推薦・連携型入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数）及び合計点	合格発表の日から起算して1週間	受検者が受検した県立学校
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜	作文及び適正検査の結果	入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の3月31日まで	受検者が志願した県立学校
宮崎県公立学校教員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク、得点及び評価（いずれも不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して1週間	宮崎県教育庁教職員課
宮崎県公立学校実習助手採用選考試験	同 上	同 上	同 上
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1週間	選考採用試験を実施した各所属